

別紙第1

報 告

本委員会は、昨年9月、地方公務員法の規定に基づき「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、その後、引き続き職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要について、次のとおり報告する。

1 給与勧告制度の意義

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間企業従業員のように労使交渉によって給与を決定することができないことの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、公正・中立な第三者機関の立場から、公民給与の精確な比較を行い、職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行うものである。

それは、

- (1) 公務員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であること
- (2) 公務員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- (3) 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、民間企業従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得が得られる方法であると考えからである。

2 職員の給与

本委員会は、本市職員（労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の本年4月1日現在の給与等の実態を把握するため、「平成22年静岡市職員給与等実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職及び教育職の3種類6給料表の適用を受けている。

上記給料表の適用を受ける職員は、第1表に示すとおり、5,318人であり、その平均給与月額は、給料345,075円、扶養手当9,245円、地域手当23,164円、その他の手当42,045円、計419,529円で、平均年齢は40.9歳、平均経験年数は19.3年である。

このうち、第2表に示すとおり、行政職給料表の適用を受ける職員は3,837人で、その平均給与月額は、給料342,024円、扶養手当10,385円、地域手当21,853円、その他の手当26,603円、計400,865円で、平均年齢は41.5歳、平均経験年数は20.4年である。

第1表 行政職・医療職・教育職給料表適用者平均給与月額等

職員数	平均給与月額					平均年齢	平均経験年数
	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計		
人	円	円	円	円	円	歳	年
5,318	345,075	9,245	23,164	42,045	419,529	40.9	19.3

(注) その他の手当は、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、通勤手当、宿日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の合計である。

第2表 行政職給料表適用者平均給与月額等

職員数	平均給与月額					平均年齢	平均経験年数
	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計		
人	円	円	円	円	円	歳	年
3,837	342,024	10,385	21,853	26,603	400,865	41.5	20.4

(注) その他の手当は、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、通勤手当及び宿日直手当の合計である。

(参考資料 1 職員給与関係 (29～55頁) 参照)

3 民間給与の調査

本委員会は、人事院、静岡県人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内281の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法^(注)によって抽出した115事業所について「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務と類似すると認められる58職種に従事する者5,572人について、給与改定の状況等にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を実施した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も93.9%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(参考資料 2 民間給与関係 (57～74頁) 参照)

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で47.9%（昨年41.4%）、高校卒で19.1%（同22.1%）となっている。

第3表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒		47.9	(13.2)	(86.8)	(0.0)	52.1
高校卒		19.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	80.9

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

第4表に示すとおり、市内の民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は7.6%と昨年（6.8%）に比べてやや増加している一方で、ベースダウンを実施した事業所の割合が4.1%と昨年（0.8%）に比べて増加している。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は78.4%と昨年（68.8%）に比べて増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が23.2%と昨年（12.1%）に比べて増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は21.2%と昨年（23.0%）に比べて減少している。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
	係員		7.6	26.6	4.1
課長級		4.9	27.2	2.4	65.5

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
								係員
課長級		76.5	69.7	16.5	19.2	34.0	6.8	23.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

ウ 雇用調整の実施状況等

第6表に示すとおり、市内の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成22年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は51.1%となっており、昨年（46.9%）に比べて増加している。雇用調整の措

置内容をみると、採用の停止・抑制（29.4%）、残業の規制（27.2%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転（16.7%）の順になっている。

さらに、第7表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット等を実施した事業所は、一般の従業員（係員）について6.8%、管理職（課長級）について8.0%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について6.6%、管理職について8.3%となっている。

第6表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	29.4
転籍出向	6.9
希望退職者の募集	4.8
正社員の解雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	16.7
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.5
残業の規制	27.2
一時帰休・休業	7.5
ワークシェアリング	1.4
賃金カット	6.8
計	51.1

(注) 平成22年1月以降の実施状況である。

(複数回答 有)

第7表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	6.8	6.6
課 長 級	8.0	8.3

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額は、参考資料第11表(61頁)のとおりであり、大学卒193,810円、短大卒167,898円、高校卒155,684円となっている。

イ 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表(62～71頁)のとおりである。

ウ 家族手当

市内民間事業所における家族手当の支給状況を調査した結果は、第8表に示すとおりである。

第8表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,163 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,856 円
配 偶 者 と 子 2 人	26,037 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

エ 住宅手当

市内民間事業所における住宅手当の支給状況を調査した結果は、第9表に示すとおりである。

第9表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	56.2 %
非支給	43.8 %
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

(注) 中位階層とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

備考 職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

オ 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内の民間事業所で支払われた特別給は、第10表に示すとおり、所定内給与月額の3.96月分に相当している。

第10表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	
	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期(A ¹)	364,444 円
	上半期(A ²)	364,298 円
特別給の支給額	下半期(B ¹)	718,790 円
	上半期(B ²)	725,389 円
特別給の支給割合	下半期(B ¹ /A ¹)	1.97 月分
	上半期(B ² /A ²)	1.99 月分
年間の平均		3.96 月分

(注) 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは平成22年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢の給与決定要素が同等と認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第11表に示すとおり、職員給与が民間給与を4,832円（1.19%）上回っていることが明らかとなった。

第11表 公民給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民給与の較差(A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
400,861円	405,693円	△4,832円 (△1.19%)

(職員平均年齢42.2歳)

注1 民間給与には、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 職員給与には、行政職給料表適用者のうち消防職員、保育士及び本年度の新規学卒者は含まれていない。

3 民間給与と職員給与の比較における役職の対応関係は参考資料第16表（74頁）のとおりである。

4 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

なお、きまって支給する給与は、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与をいい、時間外手当は、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

5 職員給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の合計額である。

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、前述のとおり、所定内給与月額3.96月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数（4.15月）が民間事業所を上回っていた。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では1.2%下降し、本市では2.1%下降している。

本委員会が同省の「家計調査」を基礎に算定した本年4月における静岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ187,858円、209,421円及び230,995円となっている。1人世帯の標準生計費は、平成16年に実施した「全国消費実態調査」(同省)により算出した本年4月の全国の標準生計費を基礎に算定している。その額は、122,209円となっている。

(参考資料 3 生計費・労働経済関係 (75～79頁) 参照)

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。それらの概要は第12表(10～12頁)のとおりである。